

新標準運送約款、働き方改革を踏まえた 取組状況に関する実態調査

平成31年 1月18日

日本PMIコンサルティング株式会社

1 本実態調査の目的

業務の目的

- 適正な運賃・料金の收受のため、標準貨物自動車運送約款が平成29年8月改正され、11月に施行、取引環境の整備を図っている。
- 中国運輸局管内では、旧約款で認可を受けた運送事業者の数も多く、また新約款に移行した事業者も未だ待機時間料など適切な運賃・料金が收受できていない状況にあることも考えられる。そこで、運賃・料金の收受状況の問題・課題等を把握し、更なる改正運送約款の普及促進に活用するため、中国運輸局管内の全ての一般貨物自動車運送事業者に対して、アンケート調査を実施する。

調査スケジュール

平成29年

9～10月 調査票の検討

11月1日～11月30日 調査期間

～12月31日 調査票の回収

平成30年

1月～2月 集計、分析、中間報告書

3月 報告書

新標準運送約款、働き方改革を踏まえた取組状況に関する調査票

I 貴社について

設問1: 所在する「県」にレ印を入れて、「市町村」をご記入ください。

広島県・岡山県・鳥取県・島根県・山口県)

(市・町・村)

設問2: 貴社の保有車両数をお教えてください。(該当するもの1つ)

① 10 両以下

② 11～20 両

③ 21～30 両

④ 31～50 両

⑤ 51～100 両

⑥ 101 両以上

設問3: 貴社の「運転者数」をお教えてください。(該当するもの1つ)

① 10 人以下

② 11～20 人

③ 21～30 人

④ 31～50 人

⑤ 51～100 人

⑥ 101 人以上

設問4: 現在、必要な運転者人員に対して、運転者は不足していますか。(該当するもの1つ)

非常に不足している

不足している

やや不足している

不足していない

設問5: 運送事業に係る経費に基づいた原価計算を実施していますか。(該当するもの1つ)

① 実施している → 設問5-1を回答してください。

② 実施していない → 設問5-2を回答してください。

設問5-1: 設問5にて「①実施している」と回答した方にお聞きします。原価を算出した結果、荷主に対し、原価計算に基づいて、適正な運賃・料金を収受できていますか。

① 収受できている。

② 収受できていない

(理由:

)

設問5-2: 設問5にて「②実施していない」と回答した方にお聞きします。原価計算を実施しない理由をお聞かせください。

① 原価計算の方法がわからない。

② 荷主(元請け)の提示した額で運んでいるため、原価計算の必要性を感じていない

③ その他 (

)

設問6: 適切な見積を作成できるよう、営業担当者、営業ドライバー等の育成を実施していますか。

(該当するもの1つ)

① 育成している

② 特に育成していない(理由:

)

③ 育成の必要がない(理由:

)

設問7: 附帯作業に見合った料金を収受するため、積込・取卸作業の時間、待機時間、その他附帯作業の内容、所要時間等について現場を確認し、調査を実施していますか。(該当するもの1つ)

- 詳細に調査を実施
- おおまかに調査を実施
- 以前から現場実態を適切に把握
- 現場調査を実施していない(運賃・料金の見直しを検討していないので実施していない)
- 現場調査を実施したいと思っているが、実施できていない

Ⅱ. 「標準運送約款」の改正を踏まえた対応について

設問1: 標準運送約款の改正内容(平成29年11月)をご存知ですか。(該当するもの1つ)

- ① 知っている
- ② 少し知っている
- ③ 知らない

設問2: 標準運送約款の改正を踏まえ、どのような手続きをしましたか。(該当するもの1つ)

- ① 新・標準運送約款に基づく運賃の届出 → **設問2-1**の設問にご回答ください。
- ② 旧・標準運送約款に基づく約款の認可 → **設問2-2**を回答してください
- ③ 独自に定めた運送約款の認可 → **設問2-2**を回答してください
- ④ まだ手続きをしていない → **設問2-3**を回答してください

設問2-1.

以下は設問2において、① 新・標準運送約款に基づく運賃の届出 と回答した方にお聞きます。

設問ア どのような理由から、新標準運送約款を使用する届け出をしましたか。(該当するもの全て)

- ① 現状の業務実態に即した運賃・料金を収受すべきだから
- ② 附帯作業時間、待機時間が長時間化しており、改善につながるから
- ③ 旧約款、独自約款の認可申請の必要がないから
- ④ 各種団体、指導員等から新・標準運送約款届出のアドバイスを受けたから
- ⑤ その他()

設問イ: 標準運送約款改正(平成29年11月)後、運賃・料金の別建て収受等に向けて、取引先に対して申入れ、交渉を実施しましたか。(該当するもの1つ)

- ① 申入れを実施 → 設問ウ以下を回答してください
- ② 申入れのために準備中
- ③ まだ申入れしていない

設問ウ 上記の設問イで「①運賃・料金の申入れを実施」と回答した方にお聞きます。
取引先に対して、申入れ、交渉した結果、見直し等に繋がりましたか。

- ① 見直しできた
- ② 見直しできていない

設問エ 設問ウで「①見直しできた」と回答された方にお伺いします。見直しできた取引先の割合、「荷種」についてお伺いします。

- 見直しができた取引先の割合(件数ベース) → 約()割くらい
 取引条件の見直しができた「荷種」()

設問オ 設問ウで「①見直しできた」と回答された方にお伺いします。
見直しした具体的事例をお聞かせ下さい。(該当するもの全て)

- ① 積込・取卸料 ② 待機時間料
③ 付帯作業料 ④ 燃料サーチャージ
⑤ 高速道路利用料金 ⑥ 運賃水準を上げた(別建て収受はなし)
⑦ その他()

設問カ 設問ウで「②見直しできていない」と回答された方にお伺いします。

運賃・料金の別建て収受、付帯業務料金等の新規収受等に向けて見直しできていない理由はどのようなことがありますか。(該当するもの全て)

- ① 取引先(荷主等)が応じてくれないため
② 自社の交渉力が充分でないため
③ 長年の業界慣行があるため
④ 行政等による周知、浸透に向けた取組が充分でないため
⑤ 荷主勧告の発動、下請法・労働法関連からの指導が充分でないため
⑥ その他()

設問2-2: 設問2で、「②旧標準運送約款に基づく約款の認可」または「③独自に定めた運送約款の認可」と回答した方にお聞きします。「新・標準運送約款の使用をしない理由」について、お教えてください。(該当するもの全て)

- ① 積込・取卸料金、待機時間料金等を別建て収受することは困難だから
② 新・標準運送約款を踏まえ、料金を別建て収受する仕事がないから
③ 独自に定めた運送約款でないと対応できない運送だから
④ その他()

設問2-3: 上記設問2で、「④まだ手続きをしていない」と回答した方にお聞きします。

どのような理由で、まだ手続きをしていないのでしょうか。(該当するもの全て)

- ① 届出すべき料金水準がわからないから
② 新約款、旧約款、独自約款など、いずれを採用すべきか、わからないから
③ 採用する運送約款を届出しても、しなくとも、何も変わらないから
④ その他()

設問3: 標準運送約款が改正(平成29年11月)され、各種作業、待機時間等の改善の必要性について、「荷主側の意識」が変化してきたと感じますか。(該当するもの1つ)

- ① かなり感じる ② やや感じる ③ 感じない ④ ほとんど感じない
⑤ 該当しない(荷主取引はない)

設問4: 標準運送約款が改正(平成 29 年 11 月)され、各種作業、待機時間等の改善の必要性について「元請事業者側の意識」が変化してきましたと感じますか。(該当するもの1つ)

- ① かなり感じる ② やや感じる ③ 感じない ④ ほとんど感じない
⑤ 該当しない(元請、運送事業者同士の取引はない)

設問5: 標準運送約款の改正(平成 29 年 11 月)により、取引条件の改善、運転者の賃金引上げ、長時間時間の抑制について効果が期待できますか。(該当するもの1つ)

- ①かなり期待する ②やや期待する ③期待できない ④全く期待できない

設問6: 適正な取引環境の確保、運賃・料金の見直しが円滑にできるようにするためには、どのようなサポートが必要と思いますか。(該当するもの全て)

- ① 法律による公示運賃・料金の明確化
② 取引先(荷主・元請事業者等)の理解を促すための周知・徹底
③ 自社による原価把握、交渉力の強化(自助努力の徹底)
④ 行政等による周知徹底
⑤ 荷主勧告の発動、下請法・労働法等からの行政指導の強化
⑥ その他()

設問7: 標準運送約款の改正による、運賃・料金の別建て收受、法律による公示運賃の提示について、ご意見があれば、ご記入ください。

Ⅲ. トラック運転者の長時間労働抑制に向けた働き方改革について

設問1: トラック運転者の長時間労働の抑制に向けて、国土交通省、厚生労働省では以下の取組を実施していますが、ご存知ですか。

トラック運転者の長時間労働抑制の取組	<input type="checkbox"/> ①知っている <input type="checkbox"/> ②知らない
待機時間の記録義務付け	<input type="checkbox"/> ①知っている <input type="checkbox"/> ②知らない
荷主勧告が発動されやすくなったこと	<input type="checkbox"/> ①知っている <input type="checkbox"/> ②知らない
残業の上限規制 (平成 36 年 4 月～、960 時間以内等)	<input type="checkbox"/> ①知っている <input type="checkbox"/> ②知らない
中小企業における月60時間超の時間外手当 割増率引上げ(平成 35 年 4 月～)	<input type="checkbox"/> ①知っている <input type="checkbox"/> ②知らない

設問2: 運転者の労働時間は、過去1年前と比較してどのような状況ですか。(該当するもの1つ)

- ① 短縮化する傾向 ② 変化なし ③ 長時間化する傾向

設問3: 長時間労働抑制に向けた取組を実施していますか。

- ① 実施している ② 実施していない

設問3-1: 設問3で「①実施している」と回答した方にお聞きします。具体的にどのようなことに取り組んでいますか。(該当するもの全て)

- ① 発着荷主と連携した作業・待機等の時間削減、運行の効率化等の生産性向上
② 自助努力による作業・待機等時間削減、運行の効率化等の生産性向上
③ 作業・待機時間の見える化など、改善指標の設定
④ 労働時間管理の徹底、賃金体系の見直し(固定残業設定によるインセンティブ)
⑤ その他()

設問4: 5年後に適用される残業時間の上限規制(上限年 960 時間)について、どのようにお考えですか。(該当するもの1つ)

- ① 対応できる(不安はない)
② 対応できるか、わからない
③ そもそも対応できない
④ 詳細を知らない

設問5: 5年後に適用される残業時間の上限規制(上限年 960 時間)に対応できるようにするためには、どのような条件が必要ですか。(該当するもの全て)

- ① 発着荷主による協力の充実(発着荷主における理解・実施の促進)
② 元請事業者による協力の充実(元請事業者による協力の徹底)
③ 発着荷主、元請事業者に対する行政指導の強化
④ 荷役機器等の生産性向上に向けた機器・設備の導入に対する補助制度の充実
⑤ 高速道路利用料金の割引制度の拡充
⑥ その他()

設問6: 運転者の長時間労働の抑制、働き方改革(残業時間の上限規制(年 960 時間))等について、ご意見があれば、ご記入ください。

Empty box for providing opinions on long working hours reduction and working style reform.

ご協力を頂き誠にありがとうございました。

FAX 送付先: 03-6273-0485